

○田川地区清掃施設組合職員分限条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 10 号

第 1 条 この条例で「職員」とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)にいう一般職の職員をいう。

第 2 条 職員は、別に定めるものを除くほか、この条例によるのでなければその意に反して降級、降任、休職又は免職されることはない。

第 3 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降級、降任又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

第 4 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要する者で療養休暇の期間が満了した場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

2 前項第 2 号による休職期間は、その事件が終了するまでの期間とする。

第 5 条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務には従事しない。

第 6 条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当然失職とする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき。

第7条 公務上の交通事故により禁錮^この刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が故意又は重大な過失によるものでなく、かつ、任命権者が情状により特に認めたときは、失職しないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その取り消された日をもって、その職を失うものとする。

第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 地方公務員法又はこれに基づく条例、規則、規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 戒告は、組合長が上級職員を指定してこれを行う。

3 減給は、1日以上1年以下の期間、給料月額³の1以下を減ずるものとする。

4 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

5 免職とは、職務を免ずることをいう。

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。